

王滝村むらづくり寄付条例施行規則

平成 18 年 9 月 21 日

規則第 13 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、王滝村むらづくり寄付条例に基づき、基金の積立て、管理及び運用に必要な事項を定めるものとする。

(寄付金の受入れ)

第 2 条 条例第 3 条に規定する寄付金（以下「寄付金」という。）の受入れは、随時行うものとする。

2 寄付金は、寄付申込書（寄付採納願）（様式第 1 号）または募集により受け付けるものとする。

(寄付金台帳の作成)

第 3 条 寄付金の適正な管理を図るため、寄付金台帳（様式第 2 号）を整備するものとする。

(寄付者への報告)

第 4 条 寄付者へは、当該年度終了後 3 ヶ月以内に報告するものとし、寄付者の指定した事業終了後、最終報告をするものとする。

(雑則)

第 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

(様式第1号)

寄付申込書

一金 _____ 円也

上記のとおり水と緑のふるさと基金に対して寄付したいので申し込みます。

年 月 日

王 滝 村 長 様

ご氏名(団体名) _____ 印

ご住所 〒 _____

ご連絡先 TEL _____

E-mail _____

《上記寄付金の使途の指定内訳》

事業の種類	寄付金額
1. 木曾御嶽山の環境整備に関する事業	円
2. 森林整備及び水源涵養に関する事業	円
3. 自然エネルギーの利用促進に関する事業	円
4. 教育の推進並びに文化の保全及び育成に関する事業	円
5. 交流人口の増加に関する事業	円
合 計	円

※ 上記の1から5の中から事業を指定し、寄付金額をご記入ください。複数の事業を指定していただいても構いません。事業の指定がない場合は、条例により村長が使途の選択を行わせていただきます。

【寄付をいただける皆様へ】

◎氏名又は会社名、住所(市町村名まで)、寄付額、使途内訳の情報について、事業報告書などでの公開を望まれますか？

どちらかに、○をつけてください。 はい ・ いいえ

◎返礼品(寄付額の30%にあたる額(千円未満切捨て)の村内で使える商品券)を希望されますか？

どちらかに、○をつけてください。 はい ・ いいえ

★ メッセージ(ご自由にお書きください)

